**平成２８年（フ）第２１７１号**
北海道石狩郡新篠津村第46線北16番地　西団地Ｂ棟203号室
債務者　吉川　明広（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２１７６号**
札幌市北区北18条西４丁目２番28―607号
債務者　藤原　隆由
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２１９０号**
札幌市白石区東札幌３条４丁目５番32―307号
債務者　姉崎　聡子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２１９８号**
札幌市北区北23条西４丁目１番６号　パナハイツ23―201号
債務者　伊藤　幸子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２１７号**
北海道江別市弥生町18番地の１　弥生団地Ｈ棟502号
債務者　栗林　由香（旧姓小澤）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２４４号**
札幌市豊平区平岸４条１丁目１番31号　阿部マンション201号
債務者　小松みゆき
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２４９号**
北海道北広島市大曲並木２丁目３番地１　サーム広島インター1115号
債務者　石田江理奈
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２２６９号**
札幌市中央区南７条西９丁目1028番地16　ローヤルハイム
債務者　新出　真規
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
札幌地方裁判所民事第４部

**平成２８年（フ）第２１３号**
釧路市昭和町２丁目18番８号
債務者　千葉　昌子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
釧路地方裁判所

**平成２８年（フ）第２２５号**
釧路市文苑４丁目５番８号　ピーチハウス103号室
債務者　小原　志保（旧姓井下）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
釧路地方裁判所

**平成２８年（フ）第４４４号**
静岡県田方郡函南町平井1753番地の1630　ベラヴィスタ南箱根611
債務者　福田　祐子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

**平成２８年（フ）第３５号**
京都府舞鶴市字北吸500番地―１号棟708号、前住所京都府舞鶴市字北吸500番地市営住宅30号
債務者　久保　里美
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２９年（フ）第３号**
京都府舞鶴市字福来29番地の６
債務者　中嶋　弘子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

**平成２８年（フ）第９６６号**
堺市南区赤坂台３丁９番19―402号
債務者　藤井　和彦
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１００８号**
堺市北区百舌鳥本町３丁527番地７　ヴィルメゾン上野芝508号
債務者　越前小百合（旧姓中島）
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２８年（フ）第１０２０号**
大阪府南河内郡河南町大字山城662番地　208号
債務者　山﨑美保子
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

**平成２９年（フ）第２０号**
堺市中区八田寺町193番地11
債務者　橋本　晶次
1　決定年月日時　平成29年１月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年３月17日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係